

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人創志学園（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 報酬とは、役員等としての通常の役務に対するものであって、旅費規程に基づき、実費として支給される旅費、及び給与規程に基づくものは含まない。

2 役員等のうち、法人から給与を得ている者を内部役員といい、同上につき得ていない者を外部役員という。

3 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

4 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（報酬）

第3条 常勤の役員等の報酬の額は、理事会の定める予算の範囲内において、理事長が定めるものとする。

（非常勤役員の報酬）

第4条 非常勤の役員等の報酬の額は、無給とする。ただし、法人から他に給与を得ていないものであって、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

（理事会出席に対する報酬）

第5条 役員が理事会に出席した場合の報酬（源泉所得税等別）は以下のとおりとする。

（1）内部役員 1万円

（2）外部役員 5万円

2 前項により区分ができない場合は、その都度理事長が定めるものとする。

（評議員会出席に対する報酬）

第6条 評議員（理事を兼ねている者は除く。）が評議員会に出席した場合の報酬（源泉所得税等別）は、以下のとおりとする。

（1）内部評議員（職員・卒業生） 1万円

（2）外部評議員 5万円

2 前項により区分ができない場合は、その都度理事長が定めるものとする。

（特別の役務への報酬）

第7条 第4条による報酬を得ていない役員等に対して、所轄庁による法人に対する監査、設置校の設置認可等にかかる手続きへの立会い、その他法人が特に役務を行うよう

に依頼した場合は、前条に係らず、以下の基準に従って報酬（源泉所得税等別）を支払うものとする。

（１）１万円。ただし、半日以上を要するなどの場合は、５万円を上限として定めることができる。

（報酬の支給方法・形態）

第８条 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

２ 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第９条 法人は、この規程をもって、私立学校法第６３条の２第４号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（規程の改廃）

第１０条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行うものとする。

（その他の事項）

第１１条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２５年３月２１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年３月９日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。